

2020年3月27日

実務薬学実習生の保護者の皆様

東京理科大学薬学部  
実務薬学実習委員会  
委員長 嶋田 修治

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴う実習中断 および再開に係る本学の取り組みについて

平素より、本学学生の教育にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在 COVID-19 の世界的流行の影響で、お子様方の第 I 期の実務薬学実習を 3 月 9 日（月）～ 3 月 29 日（日）の 3 週間にわたり中断させて頂いております。

つきましては、本学の第 I 期 実務薬学実習に係る本学の取り組みについて現状報告をさせていただきます。

【実習再開に向けた本学の準備状況】実習を再開するにあたり、以下の懸念事項を払拭すべく準備を進めています。なお、下記の（１）、（２）の結果、その時点での公的な指針に照らして問題ありと判断される場合には、実習の再開が困難となりうる可能性もございます。

### （１） 学生が新型コロナウイルスに感染した状態で実習を再開するリスクを回避するための調査を実施します

中断期間中にお子様方が新型コロナウイルスに感染し、自覚症状がないまま実習を再開した場合、実習施設を利用する患者さん、実習施設のスタッフに感染させるリスクがあります。それを回避するため、お子様方の中断期間中の健康状態、行動（国内外の旅行）についてご家族の状況も含め調査をさせていただきます。お子様方を通じてご家族の健康状態、行動などについて教えていただく場合がございます。その節はご協力のほどお願い申し上げます。

### （２） 実習先の実習環境について確認を進めています

お子様方が実習を再開するにあたり、実習施設側の新型コロナウイルス感染回避のための環境整備について確認を進めています。

### （３） COVID-19 を発症した際および損害賠償に係る契約書の整備を進めています

お子様方が実習を開始した際に COVID-19 を発症した場合の確認とともに、それにより生じ

る損害賠償に関する本学と実習施設間の契約について、本学法務課の法律専門家による契約書の整備を進めております。

以上の懸念事項を解決した上で、今後、政府による緊急事態宣言等の要請がなければ、  
4月6日（月）に実習を再開致します。

上記懸念事項を解決するため、中断期間を3月9日（月）～4月5日（日）の4週間に再度延長させて頂きたく、お願い申し上げます。

お子様方の実務薬学実習が安全かつ、円滑に継続できる様、鋭意努力してまいります。保護者の方々におかれましては、本学の実務薬学実習に向けた取り組みにご理解を賜ることができれば幸いです。

【実習生の行動】実習中断期間は自宅待機を基本とし、本学の「新型コロナウイルスへの対応方針（随時更新）<https://www.tus.ac.jp/today/archive/20200219100.html>」に従った行動をとらせてます。また、再開の準備のために、実習生を通して、濃厚接触のご家族を含めた健康状態、行動（国内外の旅行）に関する調査を実施させて頂きます。

【本件に関する連絡先】実務薬学実習委員会 委員長 嶋田 修治

E-mail: [shimada@rs.tus.ac.jp](mailto:shimada@rs.tus.ac.jp)

Tel: 04-7121-3674（不在時は薬学事務課：04-7121-3691）

以上